

# 登録簿の謄本交付(閲覧)のご案内

何人に対しても、登録電気工事業者登録簿の謄本(原本の写し)の交付または閲覧を請求することが出来ます。

## 1 請求に必要なもの

(1) 登録電気工事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式第14)

(2) 手数料 交付の場合1件につき 600円  
閲覧の場合1件につき 440円

- ・ウェブ事前登録方式コンビニ決済サービスをご利用ください。
- ・請求書には、納付後にメールで通知される「申請用番号」をご記入ください。

## 2 請求方法

持参または郵送による。

請求先：滋賀県電気工事工業組合

〒525-0041 草津市青地町 299 番 1 号

受付時間： 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く。)



※記入方法について、不明な点があれば、滋賀県電気工事工業組合  
(TEL:077-562-2069)までお問い合わせください。

※登録簿の「閲覧」の場合は、滋賀県電気工事工業組合あてに請求書を提出いただき、滋  
賀県防災危機管理局（大津市京町四丁目1番1号）にお越しいただいて閲覧を行います。  
（「交付」の場合は滋賀県電気工事工業組合から交付されます。）

**請求の内容に不備がないか、請求前にいま一度お確かめください。**

---

申請・お問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合  
〒525-0041 草津市青地町299番1号  
TEL:077-562-2069  
FAX:077-562-2081  
E-mail:info@shigadenkouso.or.jp

# 登録電気工事業者登録簿 謄本交付（閲覧）請求書

×整理番号	
×受理年月日	
×交付年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

住所  
請求者  
氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付（閲覧）を次のとおり請求します。

1 謄本交付（閲覧）を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

2 謄本交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額

3 謄本交付（閲覧）を請求する理由

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと。

【申請用番号 記載欄】

S	G				—				—			
---	---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--

- 「ウェブ事前登録方式コンビニ決済サービス」を使用し、手数料を納付してください。
- 納付後にメールで通知される「申請用番号」を記載してください。（※支払用番号ではありません。）